

# 道路標識等に関する行政評価・監視

## 行政評価・監視結果に基づく所見表示

「行政評価・監視」は、東北管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主に合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、宮城県内の道路標識については、県外からの転入者にとって分かりにくいという行政相談が寄せられ、また、平成大合併が進展する中で道路案内標識の記載をめぐって混乱が生じるのではないかと懸念されていることを踏まえ、分かりやすい道路案内標識が望まれていることから、県内の国が直轄管理する国道6路線全て往復走破して道路標識の整備及び維持管理状況等の現地調査を行ったものです。

その調査結果に基づき、平成17年3月29日、東北地方整備局に対して所見表示を行いました。

本件照会先  
東北管区行政評価局  
第一部第1評価監視官 佐藤 司  
(担当) 平柳 和佳 宮嶋 義之 庄司 雅彦  
(電話) 022(262)8458

# 背景

## 道 路 法

(昭和27年法律第180号)

道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。  
(法第45条第1項)

## 道路標識設置基準

「道路標識設置基準の改訂について」  
(昭和61年11月1日付け建設省都街発第32号、道企発第50号)

## 道路標識設置基準・同解説

設置基準の実施に当たっての運用等の解説  
(社)日本道路協会編集発行

## 行政相談

県外からの転入者にとって分かりにくい

## 平成大合併

平成17年4月1日  
新たに4市が誕生

分かりやすい道路案内標識が望まれている。

## 所見表示事項

今回の行政評価・監視の結果、以下の点について改善措置すべき事項を所見表示

- 1 道路標識の計画的な整備の推進
  - (1) 設置基準に適合していないもの
  - (2) 利用者の安全確保等のため早急に改善を必要とするもの
- 2 市町村合併による市町村名変更に伴う道路標識の改修

所見表示

東北地方整備局  
平成17年3月29日

現状・実態

199 (事例)

## (1) 設置基準に適合していないもの

主要交差点の地点名標識が不適切 176か所中103事例 (58.5%)

- ・ 地点名表示がない ..... (102事例)
  - ・ 複数の交差点に同一の地点名が表示されている ..... (1事例)
- (主要交差点以外 11事例)

主要交差点の案内標識が不適切 176か所中36事例 (20.5%)

- ・ 交差点案内標識が未設置 ..... (13事例)
  - ・ 予告案内標識が設置されているが、交差点案内標識が未設置 ..... (4事例)
  - ・ 予告案内標識と交差点案内標識との内容が異なる ..... (1事例)
- (主要交差点以外 1事例)
- ・ 交差点案内標識に表示された道路形状が実際の道路形状と異なる ..... (7事例)
  - ・ 交差点案内標識から交差点までの距離が短い ..... (1事例)
- 距離が長い (主要交差点以外1事例)
- ・ 交差点の案内標識の表示内容が上り線側と下り線側で異なる ..... (8事例)

非常駐車帯又は駐車場の標識が未設置 ..... (6事例)

2つの国道が重複する区間に片方の国道の路線番号しか表示されていない ..... (4区間)

案内標識にローマ字併用表記が行われていない ..... (28事例)

案内標識間で、案内している地名までの距離表示に違いがある ..... (4事例)

案内標識間の目標地の並び順が逆 ..... (1事例)

視認しにくい交差点に警戒標識が未設置 ..... (5事例)

円滑・安全な車輛通行のため進行方向の案内が必要な交差点に案内標識がない(1事例)

## (2) 利用者の安全確保等のため早急に改善を必要とするもの

現状・実態

### (事例1) 交差点案内標識の設置場所が不適切 (国道6号線と県道244号線の交差点)

交差点の案内標識は、基準値では、交差点の60.6m手前に設置すべきであるのに、29.5mの地点に設置。その地点のが左カーブで交差点が発見しにくい上、道路脇の樹木が標識を見にくくしているため、標識を発見したとしても標識の発見から交差点に至るまでの時間的余裕がほとんどなく、ブレーキをかける事態に至った場合、後続車両からの追突が懸念される。……………(1か所)

再掲

### (事例2) 非常駐車帯又は駐車場の標識が未設置 (国道48号線の非常駐車帯又は駐車場を調査)

非常駐車帯又は駐車場からの急発進に対応できないおそれがあり、また、非常駐車帯又は駐車場の利用のため、急な減速により後続車両に追突されるおそれがある。

上り線 …………… 6か所中 4か所未設置

下り線 …………… 3か所中 2か所未設置

### (事例3) 交差点標識(警戒標識)が未設置 (国道48号線)

車両等の通行があつて、かつ、視認しにくい交差点(設置基準解説で定める)には、事故防止のための交差点標識(警戒標識)を設置すべきであるのに、未設置となっている。……(5か所)

### (事例4) 交差点での進行方向案内が必要 (国道45号線)

錦町公園前の交差点を松島方面から定禅寺通り勾当台公園方面に左折進行する場合、左折車線が1車線のみとなるが、交差点に進入する前に案内標識で案内されていないため、2車線で進行してきた車両が1車線に集中することがあり、事故を誘発する危険性がある。……………(1事例)

所見表示要旨

一層の交通の安全と円滑を図る観点から、道路標識設置基準に適合していない道路案内標識等については、**計画的な整備を図るとともに**、事故の未然防止を図る必要のある箇所については、**早急な整備を行うこと**。

## 所見表示事項2

# 市町村合併による市町村名変更に伴う道路標識の改修

### 制度・仕組み

#### 道路案内標識で案内する地名（道路標識）

出発地から目的地付近までの案内（経路案内）  
目的地付近での案内（地点案内）

を表示

#### 目標地のうち具体的な重要地及び主要地の名称

「案内標識の表示地名に関する基準」  
(昭和61年7月23日付け建設省街発第20号、  
道企発第40号)に基づき整備

#### 道路案内標識の整備区分

指定区間内の国道 → 地方整備局  
指定区間外の国道 → 宮城県又は仙台市  
都道府県道 → 市町村  
市町村道 → 市町村  
(道路法第13条、第45条)

#### 道路標識設置基準解説

地名の選定及び整備に当たっては、目標地の地名等を考慮しつつ、案内標識相互の一貫性を保つことが重要であるため、その管理する道路と管轄外の道路との間で案内の連続性が保たれるよう関係する他の道管理者と十分に連絡調整をとることが必要

### 現状・実態

加美町誕生(平成15年4月、中新田町、小野田町、宮崎町が合併)後の改修状況を見ると、

**道路管理者間で案内の連続性が確保されていない。**

仙台河川国道事務所が管理する国道4号線は、平成15年5月以降「加美」と表示  
宮城県が管理する国道は、一部の箇所では「加美」と表示しているものもあるが、依然として旧主要地を案内する「中新田」のみの表示のままのものがある。

今後も合併が……

平成17年4月1日には、28市町村の合併により、新たに4市が誕生予定！

### 所見表示要旨

今後も市町村合併が進捗することが見込まれており、これに伴い、利用者にとって分かりやすい道路案内標識が求められていることから、道路案内標識等の表示について道路管理者間で案内の連続性が確保されるよう他の道路管理者と十分連絡調整を図ること。